

議員提出議案第 6 号

知立市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 8 日提出

提出者	知立市議会議員	杉	浦	弘	一
賛成者	知立市議会議員	杉	山	千	春
		〃	中	野	智
		〃	石	川	智
		〃	佐	藤	修

知立市議会委員会条例の一部を改正する条例

知立市議会委員会条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（開催の特例）

第 1 5 条の 2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときには、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第 1 7 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項の出席委員とする。

4 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合における委員会の開催の特例を定めるため必要があるからである。

知立市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議員提出議案第6号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>(開催の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第17条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第15条 略</p>